女性保護事業の課題について

1 売春防止法の概要

- 昭和31年5月24日成立。
- ・ 売春を行うおそれのある女子に対する補導処分・保護更生の措置により、売春の防止を目 的
- ・ 第4章更生保護で「婦人保護事業」について規定
- 「女性相談所」、「女性保護施設」、「女性相談員」の設置根拠法

〔売春防止法・抜粋〕

第四章 保護更生

(婦人相談所)

- 第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。
- 3 婦人相談所は、<u>性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。</u>)の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
 - 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判 定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
 - 三 要保護女子の一時保護を行うこと。
- 4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。
- 5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。 (婦人相談員)
- 第三十五条 <u>都道府県知事</u>(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)<u>は、</u>社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。
- 2 市長 (婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。) は、社会的信望があり、かつ、 次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員 を委嘱することができる。
- 3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。
- 4 婦人相談員は、非常勤とする(※)。

(婦人保護施設)

第三十六条 <u>都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設</u>(以下「**婦人保護施設**」 という。)を設置することができる。

※参考)本年5月27日の児童福祉法の改正に伴い、本法も改正となり、本規定については削除されることとなった(平成29年4月1日施行)。

※ 婦人保護事業の対象者の変遷

対象者は時代の要請に応じ、DV法や通達等で拡大されてきた。

年月	法令等の動き	対象者
昭和31年5月	売春防止法成立	性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子
昭和45年10月	厚生省通知	当面転落するおそれは認められないが、正常な社会生活
		を営む上において、障害となる問題を有する者等
平成14年4月	DV法施行	配偶者からの暴力を受けた者
平成16年8月	厚生労働省通知	人身取引被害者
平成25年7月	内閣府通知	ストーカー被害者

[参考]現在の婦人保護事業の対象女性

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を 行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、 その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると 認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者 (「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」 の施行に対応した婦人保護事業の実施について <課長通知>)

2 国に対して行った提案(別紙のとおり)

- ① 売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備 ⇒困難を抱える女性の自立を適切に支援するため
- ② 「女性相談所」「女性保護施設」「女性相談員」の財源措置及び職員の配置基準の改善 ⇒①の機能を十分に果たすため

売春防止法の抜本的な改正等に関する要望について

婦人保護事業の根拠である売春防止法は、昭和 31 年に、売春を行うおそれのある女子に対する保護 更生などの措置を行い、売春の防止を図ることを目的として制定されました。その後の時代の変化に合 わせ、当該事業における支援対象者は、家庭関係の破綻、生活の困窮等生活を営む上で困難な問題を有 する女性や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づくDV被害者、ストーカ 一、人身取引被害者などに拡大されてきました。現在、本事業における実際の支援対象は、法が当初想 定していた「売春」とは関わりないケースがほとんどであり、本県においても、昨年度、売春防止法で 女性相談所等に保護されたケースのうち、「売春歴がある者で、現に保護する必要がある者」「売春を するおそれのある者」は入所者全体の1% (3件/全325件)にも満たない状況です。

また、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設はともに指導員の24時間対応が必要な施設となっていますが、職員職種別配置基準の2名ではローテーションを組むことができないほか、要保護女子等からの相談を受ける婦人相談員は、専門性が必要かつ困難度の高い職務であるにも関わらず、その手当ての基準単価は月額106,800円にすぎないなど、業務の実態に照らし、著しく厳しい基準となっています。

貧困や性被害など、何らかの困難を抱え、支援を必要とする女性が後を絶たない中で、女性相談所等の果たす役割はますます大きく重要になってきています。女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行うため、次の事項について所要の措置を講じられることを要望します。

- 1 女性保護事業が、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は女性の保護に関する新たな法整備を行うこと。
- 2 「女性相談所」や「女性保護施設」、「女性相談員」が、女性を人権侵害から守り、自立支援機能を十分に果たせるものとなるよう、職員の配置基準を改めるとともに、財源措置等を講じること。

平成 27 年 8 月 26 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 総務大臣 高市 早苗 法務大臣 上川 陽子 厚生労働大臣 塩崎 恭久 内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) 有村 治子

殿

神奈川県知事 黒岩 祐治 計画